事務連絡

令和４年１月１１日

　建設業関係団体の長　　殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、出勤者数の削減、

イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和４年１月７日の第８３回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、１月９日から１月３１日までを期間として、広島県、山口県及び沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添１～４について周知の依頼がありました。また、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第３８回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添５のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

（別添１）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について」

（別添１別紙１）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」

（別添１別紙２）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和４年１月７日変更)

（別添１別紙３）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和４年１月７日）（新旧対照表）

以下、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添２）「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

（別添３）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添４）「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（改定）

（別添５）第３８回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示